

障害者の安心施策検討会（仮称）の設置について

1 経緯及び設置目的

平成 25 年 2 月から 6 月にかけて「障害者の安心施策立案検討会」を開催し、平成 25 年 6 月 25 日に開催された「平成 25 年度第 1 回宇部市地域自立支援協議会」において、「心身障害者手当支給条例」の廃止及び安心施策の実施を検討するという立案検討会の結果を報告した。

その後、平成 26 年 3 月市議会において、平成 27 年 3 月 31 日付で「心身障害者手当支給条例」の廃止が可決されたが、同時に心身障害者福祉手当廃止の代替案として、安心施策の実施を検討することも報告した。

平成 26 年 5 月 20 日に開催された「平成 26 年度第 1 回宇部市地域自立支援協議会」では、市議会での結果を報告するとともに、官民協働で安心施策の具体的な事業内容を検討することを提案し、了承された。

この検討会は、宇部市地域自立支援協議会の実務者会議と位置付けており、このたびは、安心施策の具体的な事業内容を検討し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的に設置するものです。

2 検討内容

手当の廃止に代わる障害者の安心施策の事業について

3 委員の構成

地域自立支援協議会委員のうち、参加を希望する委員

4 検討会のスケジュール

- ・平成 26 年 6 月から 9 月にかけて 4 回を開催（予定）
- ・障害者関係団体の意見交換会の参加

5 その他

- (1) 検討会委員が欠席の場合は、代理人（推薦団体の一員）が出席できる。
- (2) 検討会委員の必要に応じて、検討会に関係者の出席を要請することができる。
- (3) 検討会は、公開で開催する。